説明資料

１　個人情報の定義（第２条関係）

（１）現行条例

|  |
| --- |
| (定義)  第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  一　個人情報　個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。 |

（２）改正行個法

|  |
| --- |
| (定義)  第二条　（略）  ２　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。  一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）  二　個人識別符号が含まれるもの  ３　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。  一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの  二　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの  （※　行個法の政令については未制定。） |

（３）改正方針案

実施機関が保有する個人情報の定義について、改正行個法を踏まえた改正を行う。ただし、死者に関する情報については、引き続き、個人情報に含める。

（４）改正の考え方

　　ア　定義の明確化

　改正個情法においては、事業者の個人情報の利活用を促進するなどのため、個人情報の定義の明確化が図られ、また、改正行個法においても、個情法の改正を踏まえ、同様の改正が行われた。条例においても、個人情報の定義の明確化を図る必要があることから、改正行個法を踏まえた改正を行う。

　　イ　死者の情報

死者情報について、行個法では、開示請求等の行使は生存者に限られることや遺族等の情報として死者情報を保護すれば足りることなどから個人情報には含まれていないが、現行条例においては、死者の個人に関する情報についても、死者の名誉や相続人等の権利利益を保護する観点から生存者と同様に取り扱ってきたところであり、引き続き、個人情報に死者情報を含め、その保護を図っていくものとする。

　　ウ　照合の容易性

いわゆるモザイク・アプローチにおいて、個情法では照合の容易性を要件としているが、行個法では行政機関に対してより広範な個人情報保護の義務等を課すため、照合の容易性を要件としていない。

現行条例においては、個人情報を個人が「識別され得るもの」と規定し、解釈運用基準において、「当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものが含まれる」と、照合の容易性を要件とする解釈を行っている。

　　　　しかしながら、府においても、行個法と同様に、より広範な個人情報保護の義務等を課すこととし、照合の容易性を要件としないことを明確にする。

２　センシティブ情報の定義及び取扱い（第７条関係）

（１）現行条例

|  |
| --- |
| (収集の制限)  第七条　（略）  5　実施機関は、次に掲げる個人情報(番号法第二十条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。)を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。  一　思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報  二　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 |

（２）改正行個法

|  |
| --- |
| (定義)  第二条　（略）  ４　この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。  （※　行個法の政令については未制定。） |

（３）改正方針案

センシティブ情報の定義について、これまでの解釈・運用を継続することを基本に、改正行個法の要配慮個人情報を踏まえた改正を行う。

（４）改正の考え方

　　ア　取扱い

　　　改正個情法において、いわゆるセンシティブ情報を新たに要配慮個人情報として定義し、事業者が当該情報を取得する場合には本人同意が義務化されるなどの保護が図られることとなった。また、改正行個法においても同様の定義が置かれ、行政機関が当該情報を取り扱う場合には、個人情報ファイル簿に記載するなどとされた。

　　　　現行条例においては、実施機関によるセンシティブ情報の取得を原則禁止としつつ、また、法令等により当該情報を取り扱う必要がある場合には条例施行規則に基づき個人情報取扱事務登録簿にその内容を記載し公表するなど、当該情報の保護を図ってきたところであり、引き続き、当該情報の保護を図るため、原則取得禁止等の取扱いを維持する。

　　イ　定義

　　　　現行条例におけるセンシティブ情報には、改正法に要配慮個人情報として規定される病歴や犯罪歴等についても解釈運用基準において含むと解釈されているところであり、改正法及び個情法政令との大きな相違はないと考えられる。しかしながら、個人情報の定義と同様に、当該情報の定義についての明確化は必要であることから、改正行個法を踏まえ定義の改正を行うものとする。

　　　　また、条例においては、旧同和対策事業対象地域の所在地名を社会的差別の原因となるおそれのある情報と解して慎重に取り扱ってきたところであり、この点の解釈については従前どおりとする。

３　事業者に関する規定（第47条～第53条関係）

（１）現行条例の概要

|  |
| --- |
| 第四十七条　事業者の責務  　　・　事業者は、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずる  ・　個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。  　　・　事業者は、センシティブ情報は、特に慎重に取り扱う責務を有する。  第四十八条　府の出資法人の責務  第四十九条　事業者の自主的措置のための指導及び助言等  　　・　知事は、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。  　　・　知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者指針を作成し、公表する。  第五十条　説明又は資料の提出の要求  　　・　知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、説明又は資料の提出を求めることができる。  第五十一条　勧告  　　・　知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。  第五十二条　事実の公表  　　・　知事は、説明又は資料の提出の要求に正当な理由なく応じなかったとき又は勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。  　　・　知事は、公表をしようとするときは、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。  第五十二条の二  ・　知事は、事業者に対し指導等行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。  第五十三条　苦情相談の処理  　　・　知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。 |

（２）建議第6号（平成16年11月22日）

|  |
| --- |
| 第15　事業者が取り扱う個人情報の保護について  （略）  １　事業者規定の存続について  　○　個人情報保護法では、個人情報データベース等を事業の用に供している事業者に対し、個人情報の取扱いについて具体的な義務が定められたが、対象となる｢個人情報取扱事業者｣は政令で定める一定量以上の個人情報を扱うものに限定されている（第２条第３項第４号）。  　　　しかし、個人情報保護法の対象外となる事業者が取り扱う個人情報についても引続き保護を図る必要があることから、府内事業者を広く対象とした現行条例の規定は存続させることが適当である。  　○　また、個人情報保護法に、センシティブ情報の慎重な取扱いについては特に規定が置かれていないが、センシティブ情報の取扱いについての規定は条例の理念及び特色を体現するものであることから、センシティブ情報に係る事業者責務を定めた現行条例の規定は維持することが適当である。  　○　府内事業者については、個人情報保護法と条例が重複して適用される場合があり、また、知事その他の執行機関が、事業者に対する主務大臣の権限を行使する場合もあるが（個人情報保護法第51条）、法及び条例の適用に当たっては、その趣旨を損ねることのないよう、個人情報保護の実効性を確保する観点に立った運用をすべきである。 |

（３）改正個情法

|  |
| --- |
| （定義）  第二条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。  一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）  二　個人識別符号が含まれるもの  ２　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。  一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの  二　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの  ３　この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。  （適正な取得）  第十七条（略）  ２　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。  一　法令に基づく場合  二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。  三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。  四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。  五　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合  六　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合 |

（４）改正方針案

事業者に関する規定（事業者の責務、事業者指針の作成・公表、説明・資料要求、是正指導・勧告及び事実の公表等）について、存続させる。

　　　事業者が取り扱う個人情報の定義について、改正個情法を踏まえた改正を行う。ただし、死者に関する情報については、引き続き、個人情報に含める。

　　　また、事業者が取り扱うセンシティブ情報の定義について、これまでの解釈・運用を継続することを基本に、改正個情法の要配慮個人情報を踏まえた改正を行う。

（５）改正の考え方

　　ア　事業者に関する規定

改正個情法において、従来、法の対象外とされてきた小規模取扱事業者（個人情報取扱者数5,000人以下）についても対象とされ、また、民間事業者の個人情報に関する指導権限が主務大臣から個人情報保護委員会へ集約され、立入検査権限等も追加された。

現行条例にあっては、貴審議会の建議（平成16年11月22日建議第６号）を受け、個情法対象外の小規模取扱事業者が取り扱う個人情報も保護を図る必要があることから、事業者に関する規定を設けている。

運営に当たっては、当該建議を受け、法と条例の重複適用に関して、その趣旨を損ねることのないよう、個人情報保護の実効性を確保する観点に立った運用を行っているところである。

　　　　改正個情法により、事業者は規模を問わず個情法の対象とされることとなったが、本府においては、事業者の取り扱う個人情報の保護の重要性に鑑み、不適正な個人情報の取扱いについては、引き続き事業者指導等の対象とする。

　　イ　事業者が取り扱う個人情報の定義

　　　　死者情報について、個情法では、行個法と同様に、開示請求等の行使は生存者に限られること、遺族等の情報として死者情報を保護すれば足りることなどから個人情報には含まれていないが、条例においては、死者の名誉や相続人等の権利利益の保護を図る観点から生存者と同様に取り扱うことを求めてきたところであり、引き続き、個人情報に死者情報を含め、その保護を求めていくものとする。

　　　　一方、モザイク・アプローチに関して、個情法においては、事業者の営業の配慮から個人情報をある程度限定するため、照合の容易性が採用されているが、この点について条例が大きく異なると、事業者に混乱が生じるおそれがあることから、改正個情法と同様とする。

　　ウ　事業者が取り扱うセンシティブ情報の取扱い及び定義

　　　　改正個情法において、いわゆるセンシティブ情報を新たに要配慮個人情報として定義し、事業者が当該情報を取得する場合には本人同意が義務化されるなどの保護が図られることとなった。

　　　　事業者における当該情報の取扱いについて、現行条例では、事業者は特に慎重に取り扱う責務を有するとしているが、今回、改正個情法において具体的な取扱いが規定されたことから、これを踏まえた条例改正を行う。

　　　　また、実施機関が取り扱う当該情報と同様に、現行条例において旧同和対策事業対象地域の所在地名を社会的差別の原因となるおそれのある情報と解して慎重に取り扱ってきたところであり、この点の解釈については従前どおりとする。

Ⅱ　その他の改正

１　オンライン結合を用いた個人情報の提供（第８条関係）

（１）現行条例

|  |
| --- |
| （利用及び提供の制限）  第八条（略）  4　実施機関は、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に提供するときは、この限りでない。 |

（２）個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日　閣議決定）

|  |
| --- |
| ３ 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護ための措置に関する基本的な事項  （１） 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進  地方公共団体の保有する個人情報の保護対策については、法第11条第１項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。  条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、（略）いわゆる「オンライン禁止規定」の見直し等の事項ついて留意することが求められる。  　※　平成28年10月28日に本方針が改正され、当該事項の記載が削除されたことから、個人情報保護委員会へ確認したところ、各地方公共団体において見直しが進んでいる状況から削除したものであり、当該事項に関する考え方の変更はないとのこと。 |

（３）改正方針案

オンライン結合による個人情報の提供について、次の場合は、貴審議会の意見聴取の対象外とする。

　　　・　本人同意があるとき又は本人に提供するとき

・　法令又は条例の規定に基づくとき

・　他の実施機関、国・独立行政法人、他の地方公共団体・地方独立法人へ提供するとき

・　出版、報道等により公にされているものを提供するとき

・　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

（４）改正の考え方

複数の電子計算機を通信回線を用いて結合するいわゆるオンライン結合を用いた個人情報の提供は、取扱いの如何によっては個人に不利益を与える可能性があるため、条例においては、実施機関が貴審議会の意見を聴いた上で、当該実施機関が公益性及び個人の権利侵害がないと認めた場合を除き、原則禁止している。

一方、行個法においては、ＩＴを活用した個人情報の利用拡大は行政サービスの向上や行政運営の効率化に寄与しており、個人情報の流通に物理的な結合を禁止することは実態に則さず合理性に欠くなどとして、本規定を設けておらず、また、国の定める個人情報の保護に関する基本方針においてもオンライン禁止規定の見直しについて述べられているところである。

オンライン結合を用いた個人情報の提供に関する国の取扱いやこれまでの実施機関における運用状況を踏まえ、本人への提供や法令等に基づく提供など、特に、公益上の必要性が高く、又は、個人の権利利益を侵害するおそれのないと認められる場合は、貴審議会の意見聴取の対象外とする。

【他都道府県の状況】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 禁止規定 | | 団体数 | 団体名 | 備考 |
| 規定あり | 全ての事案を審議会に諮問  （犯罪予防・マイナンバー除く） | 4 | 大阪府、長野県、高知県、大分県 | 現　行 |
| 審議会諮問の適用除外規定あり  （法令・本人同意・緊急時等） | 26 | 神奈川県、愛知県、兵庫県等 | 改　正  方針案 |
| 審議会への諮問不要  （公益性・安全性の確保義務） | 14 | 東京都、滋賀県、福岡県等 |  |
| 規定なし |  | 3 | 茨城県、岐阜県、鹿児島県 |  |

※　各団体のホームページで公開されている個人情報保護条例において確認（H28.6現在）。

２　個人情報の開示請求に係る非開示要件（第13条関係）

（１）現行条例

|  |
| --- |
| (開示してはならない個人情報)  第十三条　実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示してはならない。  一　開示請求をした者(前条第二項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの |

（２）行個法

|  |
| --- |
| (保有個人情報の開示義務）  第十四条 　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。  一　（略）  二 　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。ただし、次に掲げる情報を除く。  イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報  ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報  ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法 （昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項 に規定する国家公務員（独立行政法人通則法 （平成十一年法律第百三号）第二条第四項 に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法 （昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条 に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 |

（３）改正方針案

開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、非開示とする旨の規定を追加する。

なお、条例において、非開示情報の個人情報の範囲については、個人識別情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であることを要件（いわゆるプライバシー型）としているが、引き続き、非開示情報の範囲を必要以上に広げることのないよう本規定は存続させる。

（４）改正の考え方

　　ア　非開示規定の追加

行個法においては、個人情報の非開示情報について、個人識別情報に併せて、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を対象としている。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）においても同趣旨の規定があるが、これは、開示される情報が、個人を識別できなくとも、「カルテや反省文のように個人の人格と密接に関連する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切でない」（情報公開法要綱案）との考えに基づくものである。

　　　　条例においても、個人情報保護条例の目的である個人の権利利益の保護の観点から、当該規定を設けるものとする。

　　イ　非開示情報の対象

個人情報の非開示情報の対象について、条例においては、非開示情報の範囲を必要以上に広げることのないようプライバシー型を採用しているが、行個法及び情報公開法においては、プライバシーの概念が明確でなく、制度の安定的運用を期待しがたいとの意見があることから、例外事項を規定した上で、個人識別情報を原則非開示とするいわゆる個人識別型を採用している。

　　　　府の保有する情報は開示を原則とし、個人のプライバシー情報は最大限保護するという条例の趣旨を踏まえ、引き続き、非開示情報の範囲を必要以上に広げることのないよう本規定は存続させるものとする。

【他都道府県の状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当該規定 | 団体数 | 団体名 | 備考 |
| 規定なし | ５ | 大阪府、北海道、秋田県、京都府等 | 現　行 |
| 規定あり | 42 | 東京都、神奈川県、愛知県、兵庫県等 | 改正方針案 |

　※　プライバシー型を採用している団体は、大阪府、京都府、兵庫県。

※　各団体のホームページで公開されている個人情報保護条例において確認（H28.6現在）。